

☆道しるべ☆

令和5年10月17日(火)
第21号 文責 大川 健

大野中学校入試説明会にご出席いただきありがとうございました。

10月3日(火)に大野中学校で入試説明会を開催しました。長時間にわたる説明でしたが、生徒の皆さん、保護者のみなさんが真剣に聞く表情から、進路に関する意識の高さを感じました。会が終わった後に質問がいくつかありましたので、以下お答えいたします。

質問1 前期を受ける際にインフルエンザなどになったらどうなりますか？

→ 今年度の入学者選抜実施要領において、前期選抜で受検をすることができなかった場合の追検査についての記載はありません(後期選抜は追検査があります)。ある高校の入試説明会においては、「前期選抜において受検をすることができなかった場合は、追検査はないので後期試験を受検するようにしてください。」という説明がありました。

昨年度は新型コロナウイルス感染症の流行により、前期選抜において特例措置があり、受検ができない場合は中学校から提出された調査書等を資料として総合的に選抜が行われました。今年度は県のHPにおいてもそのような記載はなく、今後も通知があるかは不明です。通知があった際には進路通信などを通してお知らせいたします。

質問2 公立高校における高等学校等就学支援金制度助を受けない場合は月1万3000円プラス月1万円程度必要でしょうか？

→ 高等学校等就学支援金制度の概要は右の図のようになっています。(長崎県のHPより)

制度を受けると、年間で公立高校授業料相当額の年額11万8,800円が支給されます。制度を受けない場合は支給される額がもらえないので、月に約1万円必要となります。

入試説明会の資料の中に記載していた公立高校の毎月の納付金は例として挙げていますので、各高校のHPや説明会において詳細を確認をしていただければと思います。

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等(高専、高等専修学校等を含む)に在学する、**日本国内に住所を有する方**が対象です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

○保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上**の方(年取目安約910万円以上の方)

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% - (市町村民税の)調整控除の額

○高校等(修業年限が3年未満のものを除く)を卒業又は修了した方

○高校等に在学した期間が通算して36月(定時制・通信制等の場合は別途算定)を超えた方

3年生は今週から三者面談が始まりました！～保護者の方へお願い～

進路希望を決める三者面談がいよいよ今週から始まりました。ご家庭で進路について十分話をされて、三者面談にお越しいただければと思います。なお、お越しの際は修学旅行の返金などもありますので、**印鑑をご持参くださいますようお願いいたします。**また、進路事務依頼書などの提出は三者面談実施1週間後となりますので、**メ切に余裕をもって提出をお願いいたします。**